２０１２年度 政府交渉の結果

▲法務省交渉（1月25日）

▲農林水産省交渉（1月25日）

▲国土交通省交渉（1月25日）

法務省
人権侵犯規定の実効化迫る

法務省人権擁護局3課長等との話し合いは、丹波議長、新井事務局長や岡山、神奈川、徳島、埼玉、群馬、広島の代表が参加しました。

先ず「人権委員会設置法案」や関連法案の国会審議に反対する立場から、国連パリ原則にそい独立性と実効性が確保されることなど5点の検討や何が問題で審議入りできなかったのか、特に「通常国会への再提出断念。省関係者―じっくり腰を据えて検討するかしない」と報道されていることから、法案の取り扱いを質しました。

省は、「いろいろな意見があることをふまえ検討」との返答を繰り返すばかりで、立ち往生の状況にあることを示しました。

次に法務局など人権擁護機関の充実・強化を以下の点で求めました。①機関の国民への周知徹底、②職員数の増員と専門性の強化、③委員制度の形骸化、名誉職化、高齢化などを改善するために財政的保障も含めた選出方法の抜本的な改正、④人権侵犯に対する判断に不服がある場合の申し立て手続きの創設、⑤申請者の申請権の明示、調査結果の回答義務や決定理由の明示義務の明確化、申告者と被申告者の同席による意見陳述の提供など、人権侵犯処理規程の見直し、です。

愛知や広島の事例を示し、訴えた側の意向が反映せず結果的に無視されていると、現行の人権侵犯処理の不備を指摘しました。

省は、現行でも相互の納得のもと意見聴取は行えると返答しましたが、実効性に乏しいことから指導援助を強く求めました。

続いて愛知県警の幹部らの戸籍謄本が不正に取得された事件以降、市役所、職安などの関係者が探偵業者に個人情報を漏らし報酬を得るなど悪質な事件が広範囲に見られることから不正取得防止の徹底を求めました。自治体では「登録型本人通知制度」の導入が見られることから、「省見解」を求めました。

省は本人通知制度について民事局の意向として、請求者のプライバシーと係わり法改正による導入は難しいとの見解を表明しましたが、自治体での導入拡大については是非を明らかにしませんでした。

最後に人権啓発パンフレットの内容と係わって、解決へと前進している実態を取り上げ、誤った理解を広げる内容の改善を求めました。公益財団法人になった人権教育啓発推進センターによる「同和問題と人権」（2010年7月）で50年ほど前の「結婚差別」事象を、今も残る差別として記している問題を取り上げました。

省は「指摘は関係者に伝え検討する」と答えました。

農水省
TPP交渉への参加に反対

農林水産省交渉は、1月25日、本省会議室で行われ全国人権連側は、橋本忠巳副議長を責任者に11人の代表団が出席しました。省側は、尾倉功経営局就農・女性課経営体育成支援室課長補佐をはじめ省内担当課幹部9人が対応しました。

各省共通要求と併せて、農林水産省に対する個別要求は、①TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加しないこと、②農産物の価格保障・所得保障、林業再生、漁業振興に向けた燃油の時限立法の恒久化、③営農集団が行う特産品の生産・流通・販売に向けた各種制度活用で援助、の3点。

TPP問題に関しては、人権連側から「かつて農林水産省が出した試算見通しと反対の姿勢を示した見解はいまも生きているのか」と質すと、省側は「生きている」とした上で『例外なき関税ゼロ』という点から省として交渉参加には反対」だと回答。TPP「大綱」ですでに決まった条項には後から参加する国や地域は従うことが明示されている中で、「例外なき関税ゼロという点で、もしも例外が認められる場合、交渉参加もありうるのか」と問いただすと回答が不鮮明に。

更に人権連側から、「アメリカとの「事前交渉」で輸入牛肉のBSE対策、食品、農産物検査、遺伝子組換食品表示、残留農薬や食品添加物の規制などの大幅譲歩が迫られていると伝えられているが、この点はどうなっているのか」との問いに、省側国際部から「事前交渉はしていない。外務省がやっているのかもしれない」と回答。政府の足並みの乱れが如実になりました。

そうした情報と併せて、WTO、FTAとの関係性も含めて、農林水産省として、独自に国民に対して更なる情報提供すべきだと強く指摘しました。

農産物の価格保障・所得保障に関しては、与党と相談しながら進めるとの考え方と、現時点で6500億円の予算措置をしている点に関して、予算は現時点では未定ながら平成26年度から一定見直しを図ると回答しました。

山間地域活性化と併せて林業・木材産業の再生に向けては、「木材利用制度・きづかい運動」を進めて輸入木材に対抗したい。環境税については省として要求している。燃油については第180国会で2年延長とされていると回答しました。

営農集団への制度活用と援助に関しては、「全国の市町村窓口を通じて、施設、メニュー、支援事業を進めたい」と林大臣の言葉を引用しながら回答しました。

国交省
“住まいは人権を基本に”と要望

国土交通省は1月25日の午前、人権連から中島純男副議長を責任者に14人が参加し、省側は木下一也住環境整備室長他10人の幹部職員が対応しました。

木下室長は、「今日では、差別が再生産するような実態はなくなった。しかし、少子高齢化社会が顕在化する中で、新たに問題も持ち上がっている。今後とも住環境の改善に取り組んでいく」また、「現地の声を知る機会でもあり、この場を通じて深めていきたい」と挨拶しました。

各省共通要求を中澤篤志課長補佐が回答しました。この中で、「人間らしい生活のできる条件整備」に対して、「『貧困格差と貧困』是正のための物的事業に今後とも取り組んでいく」。また「TPP交渉への参加方針の撤回」については、「政府全体で対応したい」、「自然エネルギー利用の拡大、普及」要求に対して「電力の安定、温暖化防止のためにも自然エネルギーの普及は意義があり、積極的に取り組む」。また、「同和対策の終結を受けて11年目、一般対策に工夫を加えた諸事業は、実際的には同和対策の延長となっており、社会的交流を疎外する要因になっている。諸事業の全面的廃止」との要求に対して、「国民の不信を招かないように、取り組んでいく」と回答しました。

また、具体的要求では、「社会資本整備事業として地方公共団体への一括交付金は1・44兆円（前年2・2兆円）を措置。公営・改良住宅の建替、バリアフリー、中層住宅のエレベーターの設置などをこの交付金で対応」と述べました。特に中層住宅のエレベーターの設置は、「要望をしてほしい」。また、公営住宅における「高齢者や低所得者、若い世代が住みつづけられるように」「100戸以上のところには、保育所や福祉施設の併設を促進させている」とし、家賃の応能応益家賃の導入は、全国で73％と説明しました。

高齢者の足の確保について、「地域内交通（現在約200地域で活用されている）バス運行等の赤字補てんを基本にしている」前年度305億円、今年度341億円（離島や東日本大震災の足の確保も含む）と回答。

この他、「限界集落の調査の実態」（山口県）、愛知県の五条川、豊川の氾濫の危険水域問題について、その改修計画状況などを追って当該県連に連絡を約束しました。

また、阪神・淡路大震災被災者への民間借り上げ住宅（期限20年）問題で入居の延長とともに画一的な転居を押し付けないように求めました。

住まいは人権の立場から今後も地域の特性を生かした支援をと強く要請する交渉となりました。

文科省

新規学卒者の求職確保を

厚労省 生保の支給水準引き下げ断固反対

文部科学省との交渉は、植山光朗事務局次長を代表に丹波議長、常任幹事、各県代表らが参加、省側からは初等中等教育局児童生徒課など各関係課が対応しました。

文科省への要求事項は、①給付奨学金、高校までの就学援助金の拡大、私学助成金の増額、②正規労働の拡大、新規学卒者の求職確保、ニート対策、③児童生徒支援加配教員の適正な配置と大幅な増員、④「人権教育」のゆがみを正す、⑤同和問題に関わる教科書記述、⑥アイヌ問題での取り組みの充実、⑦障がい者の法定雇用の達成、⑧「放射線副読本」の全面改定、⑨「日の丸・君が代」の強制を行わない、⑩専修学校でのいじめ問題、の10項目。

▲文部科学省交渉（1月25日）

▲厚生労働省（雇用開発課）交渉（1月25日）

文科省側は、各党の選挙公約であった就学支援について今後考えていきたい、高校・大学の就職内定率は前年より改善されているが尚厳しい、昨年作成したジョブカードの周知徹底を図りたい。教科書記述は学習指導要領に基づいて各会社が発行しているもので各教委で適切に関与するシステムになっている。アイヌ政策に関わって、北海道は2分の1の奨学金を実施しているが、道外のアイヌ子弟に対する就学支援策は今後検討していきたい。「日の丸・君が代」については教員は職務命令に従うべき、児童生徒は学校の指導に従うこと、各大学は自主的に判断するもの、保護者には強制する立場にない、と回答しました。

後半部分では、学校施設の耐震化は平成27年までにすべて完成するよう取り組んでいる。「人権教育」については、自主性の尊重、自由な意見交換の保障、行きすぎた追及行為はふさわしくない、発達段階・地域の実情を考慮して行われるべきもの。障がい者の法定雇用の達成については厚労省と連携してやっていきたい。「放射線副読本」の教材検討・資料作成経費の概算要求を行っている。専修学校でのいじめ・セクハラ問題では、いじめ実態調査を行った、研修等に文科省から専門家を派遣したい、と回答しました。

参加者からの質問には、北九州市の児童生徒支援加配の実態に問題がないか調査した、指導が必要であればやっていきたい。「放射線副読本」のあり方・中身については検討会を立ち上げ、幅広い人選ができるか検討していきたい、と回答しました。

【雇用開発課】

厚生労働省3部局との交渉には中島副議長、新井事務局長はじめ各県代表17人が参加しました。

雇用開発課では、派遣労働者の首切りをやめさせ最低賃金の引上げ、雇用保険給付期間の延長、職業訓練事業の充実等を要求。

省は、最低賃金は中小企業の負担も考慮しつつ取り組むと抽象的な回答、雇用保険給付期間延長は再就職が遅れる等問題があり難しいとし、職業訓練は若年層などの生活安定のために実践的訓練3ヵ月を半年～1年に延長する制度を導入、市町村負担の訓練手当の国1/2補助を今年度同様予算化したいと回答しました。

公正採用システム確立要求に係わって、「就職差別につながるおそれ」は昨年1118件、7割が面接での不適切質問。新規学卒者の採用内定取り消しは101名53事業所、内72名が事業主への説得で採用されたと回答。

障害者の法定雇用達成と賃金確保要求では、雇用率は昨年6月で1・69%だが法定の1・8%達成企業は46・8%、4月から法定雇用率が2%に引上げられることからさらに取り組むと回答。人権連側からは自治体、特に教育機関での雇用が少ない問題を指摘しました。

「公正採用選考人権啓発推進員」手帳の同和偏重の記述の改善と同和対策の延長である隣保館経由の雇用保険適応日数上乗せ制度の即時廃止を要求しました。（5面の資料参照）

1996年のILO総会で日本政府も賛成して採択された家内労働条約の早期批准と賃金・労働条件・休業補償など最低限の権利確立のための家内労働法の抜本的改正要求が東京の代表から強く出されました。

【地域福祉課】

地域福祉課との交渉では、生活保護申請の無条件受理と老齢加算の復活や保護費の引上げを求めるとともに、「自立」の強制や「扶養義務」の押しつけをやめ、憲法25条の生存権保障を完全に実施するよう強く求めました。また家庭環境など特に配慮を必要とする児童が多い保育所に保育士加配をおこなう家庭支援推進保育事業は、次世代育成支援から母子対策事業関連補助に事業名称が変更されましたが、配置実態（4頁の資料参照）など旧同和地区偏重の状態に依然として変化がなく、是正を求めました。

「解同」支部事務所がなお11府県・18館に存在する隣保館の問題では、広域隣保（4頁に資料）を含めて旧同和地区前提の相談や交流が国庫補助で実施されていることへの是正を求め、さらに全国隣保館連絡協議会が委託を受けて旧同和地区や住民を特定して行なう「調査」への補助3000万円の支出停止と調査中止指導を求めたところ、省は補助事業辞退の申し出があり「調査」が実施されなくなったことを明らかにしました。時代に逆行した「調査」に関係機関と住民の協力が得られないための辞退とみられます。

【老健局】

老健局には、介護保険の利用者負担増をやめ、福祉職場の人材確保と処遇改善、「消えた年金」など年金受給権の回復・年金額切り下げ反対・60歳満額支給開始・毎月支給、国保税の広域化反対等を求めました。

小規模多機能型居宅介護施設新設やサテライト建設への補助制度創設要求に対しては、「介護基盤緊急整備等臨時特別基金制度（1500万円補助、自治体の介護保険事業計画に基づく事業に国が補助）の活用を」との回答がありました。

就職差別につながるおそれのある事象（平成23年度）

		①面接時に不適正な質問がされたもの	②不適切な項目を含む社用紙等の提出	③採用決定前に合理的、客観的理由なく健康診断を行ったもの	④その他（高等学校卒業予定者の早期選考など）	合計
1	北海道	3	1	0	0	4
2	青森	1	1	1	3	6
3	岩手	0	0	0	0	0
4	宮城	0	0	0	0	0
5	秋田	0	0	0	0	0
6	山形	1	1	0	0	2
7	福島	0	2	0	0	2
8	茨城	0	0	0	0	0
9	栃木	1	0	0	0	1
10	群馬	2	1	0	0	3
11	埼玉	16	0	0	1	17
12	千葉	1	2	0	0	3
13	東京	72	34	6	27	139
14	神奈川	19	3	1	4	27
15	新潟	41	3	1	1	46
16	富山	34	0	0	2	36
17	石川	55	1	0	1	57
18	福井	86	0	0	1	87
19	山梨	7	0	0	0	7
20	長野	7	3	1	3	14
21	岐阜	11	0	0	0	11
22	静岡	8	0	2	0	10
23	愛知	13	5	0	6	24
24	三重	4	0	0	0	4
25	滋賀	32	0	0	0	32
26	京都	10	0	0	3	13
27	大阪	122	90	1	14	227
28	兵庫	11	15	0	3	29
29	奈良	6	5	0	0	11
30	和歌山	0	0	0	0	0
31	鳥取	17	0	0	0	17
32	島根	4	0	0	0	4
33	岡山	2	2	0	5	9
34	広島	16	6	1	4	27
35	山口	0	0	0	0	0
36	徳島	71	3	0	1	75
37	香川	8	5	0	0	13
38	愛媛	34	5	3	0	42
39	高知	5	1	0	0	6
40	福岡	30	3	0	11	44
41	佐賀	8	0	0	1	9
42	長崎	2	1	0	1	4
43	熊本	22	0	0	12	34
44	大分	4	3	0	3	10
45	宮崎	3	0	0	0	3
46	鹿児島	5	0	0	0	5
47	沖縄	1	2	0	1	4
合計		795	198	17	108	1,118

平成24年度　都道府県別児童生徒支援加配

義務	児童生徒支援加配
北海道	202
青森県	73
岩手県	42
宮城県	94
秋田県	45
山形県	45
福島県	29
茨城県	186
栃木県	183
群馬県	169
埼玉県	207
千葉県	258
東京都	185
神奈川県	291
新潟県	135
富山県	45
石川県	62
福井県	29
山梨県	68
長野県	121
岐阜県	100
静岡県	162
愛知県	453
三重県	221
滋賀県	126
京都府	229
大阪府	507
兵庫県	433
奈良県	118
和歌山県	102
鳥取県	134
島根県	87
岡山県	147
広島県	194
山口県	121
徳島県	125
香川県	61
愛媛県	161
高知県	103
福岡県	441
佐賀県	31
長崎県	127
熊本県	87
大分県	109
宮崎県	78
鹿児島県	97
沖縄県	50
合計	7,073

経産省

原発労働の実態把握と改善求む

経済産業省との交渉は内海ハル子副議長を責任者に、東京靴工組合関係者も含め13人が参加、吾郷進平中小企業庁財務課長はじめ関係各課担当者が対応しました。

原発の問題について「中長期ではベストミックスで原発のあり方を考える」「規制庁が安全と認めなければ稼働はない」と回答。人権連側は、「何をもって安全と言っているのか」「安全に運用できる技術は確立されてはいない」「原発の輸出は危険の拡散」と指摘。担当者は、「アジアで原発の需要が高まっている。日本は長年の技術の蓄積がある。最近参入してきた中国などの原発が広まればそれこそ危険」と原発輸出を推進する姿勢を示しました。

原発労働者の健康問題では「孫請け、曾孫請けなどの下請け業者で働く人は、安全・健康管理がなおざりにされ補償もない実態が報道され、省側の説明と乖離がある。実態を正確に把握し厳正に対処し改善すること」を強く要請、「大企業、下請けに関わりなく法は適用される。法に則り対処する」と回答しました。

国民の格差・不平等の是正、消費税増税中止の要求に対し「競争によって経済を拡大することが前提だが、経営規模の違いで不利益が生じるので、施策を講じる」「増税すれば景気は悪くなる。軽減税率の検討をしているが、中小の小売店では、実務の負担が大きい。いろいろ問題はあるが、上げざるをえない状況をご理解頂きたい」と回答。人権連側から「消費税をやめれば、そういう問題はなくなる」と意見が出されました。

靴・履物産業の振興については、予算の増額を求めたのに対し「増額要求している」と回答。また「海外製品に勝てる取り組み、昨年8月に銀座並木通りにショールーム『タイム・アンド・エフォート』をオープン。ニーズ開拓を3ヶ年計画で実施している」と実施施策を説明。セーフガード発動の要求に関しては、輸入量が急増しているわけではないなど「今の状況で発動することは得策ではないと考えている」と回答。TQ制度の維持・強化については、「今後、FTAやTPPなどどうなるかわからないが、維持の方向で努力したい」と回答しました。

▲経済産業省交渉（1月25日）

外務省

差別撤廃に向けて実効性のある施策を

外務省への申し入れには1月25日、吉岡昇事務局次長を責任者に4人の役員が参加しました。

外務省・総合外交政策局人権人道課の職員が対応し、岸田文雄外務大臣宛の申し入れ書を手渡しました。申し入れ内容（要旨）は以下の通りです。

国際連合人権理事会の第2回普遍的定期的審査第14回作業部会において、現地10月31日、日本の人権状況について審査が行われた。

特に言及する国が多かった課題は、パリ原則に基づく独立した人権擁護機関の設立、人権条約の個人通報制度の実現、取調べの全面可視化や弁護人の取調べ立ち会い、起訴前勾留制度の改革等の刑事司法改革、死刑の執行停止と死刑の存廃に関する国内的な議論の喚起、死刑囚処遇の国際人権基準に基づく改革、従軍慰安婦問題に対する解決、女性に対する暴力・人身売買の根絶のための措置と女性のエンパワーメント、民法の女性差別規定・非嫡出子差別規定等の改正などである。

これらの指摘や課題、差別撤廃に向けて、確固とした方針と実効性のある政策を求める。

防衛省

危険なオスプレイ配備の撤回を

防衛省への申し入れは1月25日の午後、吉岡昇事務局次長、佐々木保好監査、神沢和明幹事、長田弘行幹事で行いました。

対応した地方協力局・地方企画室の職員に対し、小野寺五典防衛大臣宛の申し入れ書を提出、オスプレイ配備の撤回と米軍基地の撤去を強く求めました。

申し入れは以下の通り。

オスプレイ配備にかかわって日米両政府が、「飛行は人口密集地を避けること」などの「安全対策」を合意したにもかかわらず、それを無視した飛行が行われ、人口密集地・住宅地での飛行が常態化している。

オスプレイの配備は、「日本の防衛」とは何の関係もない。海兵隊の「侵略力」を高めるために、沖縄県民と日本国民を危険にさらす暴挙は絶対に許されない。オスプレイ配備を撤回し、全国での無法な低空飛行訓練の中止をする。

普天間基地を無条件撤去する。米軍による主権侵害・横暴・犯罪を抑えるため、日米地位協定の抜本改定を行うこと。

安保条約をなくし、米軍基地の撤去を強く求める。

東京電力

すべての原発の廃炉を強く要請

東京電力には別途、文書で原発の廃炉を強く要請、東電からは次のような回答がありました。

1、すべての原発の廃炉要請について東京電力は「弊社福島第一原子力発電所1～4号機は、既に廃止手続を進めております」「その他の発電機の廃炉につきましては、事故の調査結果や国のエネルギー政策全体の議論、さらには地域の皆さまのご意見も踏まえ検討」と回答。

2、昨年6月に議員立法により成立した「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」は、福島県民が切望してやまない除染や医療支援なども盛り込まれており、今なお原発事故の影響に苦しむ福島県民にとって一筋の光明というべきものである。法の趣旨を理解し迅速な対応を要請。

3、福島の被災者支援と復興に総力をあげて取り組むこと、そして損害賠償請求には誠実な対応を求めると「原子力損害賠償制度の枠組みの下で、迅速、公平かつ適正な賠償に取り組んでまいります」と回答がありました。

家庭支援推進保育事業の都道府県別か所数等（23年度交付決定ベース）

	実施市町村数	実施保育所数
1 北海道	1	1
2 青森	-	-
3 岩手	-	-
4 宮城	-	-
5 秋田	-	-
6 山形	-	-
7 福島	-	-
8 茨城	-	-
9 栃木	4	8
10 群馬	-	-
11 埼玉	6	7
12 千葉	-	-
13 東京	-	-
14 神奈川	1	3
15 新潟	-	-
16 富山	-	-
17 石川	-	-
18 福井	-	-
19 山梨	-	-
20 長野	-	-
21 岐阜	1	1
22 静岡	-	-
23 愛知	3	10
24 三重	7	17
25 滋賀	8	15
26 京都	11	32
27 大阪	16	77
28 兵庫	7	25
29 奈良	14	39
30 和歌山	3	10
31 鳥取	3	12
32 島根	1	1
33 岡山	2	10
34 広島	5	25
35 山口	-	-
36 徳島	5	18
37 香川	3	3
38 愛媛	-	-
39 高知	10	25
40 福岡	22	66
41 佐賀	1	1
42 長崎	-	-
43 熊本	4	5
44 大分	3	4
45 宮崎	1	1
46 鹿児島	-	-
47 沖縄	-	-
合計	142市町村	416か所

広域隣保各府県別実施箇所数及び補助額（平成23年度）

	府県市名	実施箇所数	補助額(円)
1	茨城県	7	2,643,000
2	埼玉県	6	3,982,000
3	新潟県	1	994,000
4	長野県	11	5,594,000
5	三重県	3	1,407,000
6	滋賀県	8	9,268,000
7	京都府	10	10,743,000
8	兵庫県	1	1,194,000
9	鳥取県	2	1,790,000
10	島根県	9	3,091,000
11	広島県	11	9,555,000
12	徳島県	2	1,194,000
13	愛媛県	9	9,205,000
14	福岡県	6	6,924,000
15	熊本県	2	1,914,000
16	大分県	3	3,582,000
17	福岡市	7	8,361,000
合計		98	81,441,000

※平成23年度交付決定実績

連載（第11回）

下駄ばき後見人は行く

社会福祉士　今岡（いまおか）　清廣（きよひろ）

刑余者と後見

障害への手立て無く

Aさんは、現在、刑務所にいます。3年前には別の刑務所に収監されていました。1年半で出所。その半年後に窃盗で逮捕され、再び実刑判決を受けてしまいました。

Aさんは、幼児期から〝こだわり〟が強く、孤立しがちだったようです。小学校低学年から学習にはついて行けなかったが、特別支援教育を受ける機会も無いまま中学校を卒業。その後、就労も上手くいくことはなく、25才の現在に至っています。

母と借家に同居。身体的には健康ですが、4年前に初めて精神科を受診、軽度精神発達遅滞、広汎性発達障害と診断され、療育手帳を取得しています。

会話、認知、記憶、見当識など全て「概ね」問題はないとされていますが、人

間関係が苦手で、思うようにならないと自己抑制がきかなくなり、トラブルを多発してきました。

仕事は続かず収入もなし、母親に無心して、叶わぬと、金になりそうな物は全て質屋へ持って行く、手元に現金があると、スロットにつぎ込み、お金が無くなると犯行に及び逮捕、これを繰り返してきました。

累犯と障害者

受刑者の3分の1は窃盗犯です。窃盗で現行犯逮捕されても、全ての犯罪者が刑務所に入る訳ではありません。逮捕されても不起訴処分となったり、公判を経て有罪となっても執行猶予が付き釈放となることもあります。軽微な犯罪（スピード違反など）は略式起訴・罰金刑で済むのが普通です。ところが住所不定で再犯を繰り返しているとなると、話は別です。76才のBさんは、前科13犯です。人生のほとんどを刑務所の中で過ごしています。服役後、身を寄せる所もなく、再び路上生活に戻り、空腹に耐えかねて犯行に及び逮捕。

身元引受先の無い出所者の約15％を自立困難な障害者や高齢者が占めているという試算もあります。

司法と福祉の連携は

厚生労働省のホームページによると、親族等の受入先がない満期釈放者は約7200人。うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1000人。（平成18年法務省特別調査）

65才以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70％前後と、64才以下の年齢層（60％前後）に比べて高い（法務省特別調査）。しかも、65才以上の再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる（平成19年版犯罪白書）。

調査対象受刑者2万7024人のうち知的障害者又は知的障害が疑われる者が410名、療育手帳所持者は26名。知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36・8％（平成18年法務省特別調査）となっています。

再犯防止は、社会にとって、なにより本人にとって重要課題です。軽微な犯罪の場合、福祉施設などの身元引受先がしっかりあれば、検察が起訴を見送ったり、裁判所が実刑を避け執行猶予を付けたりするケースが出始めています。また、それを後押しする「NPOほっとポット」（埼玉）などの活動も都市部を中心に展開されています。起訴される前から仮住まいを確保し検察や裁判所に「帰住先あり」との支援計画を提出したり、公判廷で社会福祉士として意見陳述して、判決を実刑でなく罰金刑にするなどの成果を上げています。

刑務所という司法の場から、いきなり社会に出され「字も書けないし、うまくしゃべれない」方が、市役所などの相談窓口を訪問できる訳がありません。2009年に国のモデル事業として地域生活定着支援センターがスタートしました。（長崎県、社会福祉法人南高愛隣会）

「センター」は現在、全国（各県単位）に設置されており、刑務所から福祉施設などへ繋ぐ架け橋の役割を期待されています。

お母さんの支えになりたい

Aさんは、今春にも出所予定です。Aさんは、裁判で実刑は免れない（出所後5年以内の再犯）こととなっていました。「これまでのように、出所してから対応を考えていては遅い。今から受け皿づくりに取り組もう」というM弁護士の提案があり、お母さんが申立人となり、後見制度利用が判決前から開始されました。

M弁護士とK社会福祉士が補助人となり、母親、主治医、病院ケースワーカー、障害者支援施設職員など参加して支援検討会議が持たれました。

今度はお母さんだけで支え、対応するのでなく、補助人が機能しながら、地域の社会資源をフルに活用し、障害者基礎年金の申請、住居の確保、ヘルパー利用、就労支援などで彼の「独立」を支援できればと論議されています。

彼の母への手紙の一部です。「2こうたいプラスふきそくなしごとをかるがるこなすおかあさんはスゴイなと思います。」「ぼくのかだいわひとつ出所してからさいはんをしない」「ふたつ出所してからしごとをすること」「おれが出所してからかあさんのささえになれたらいいなと思うんやけどできるかな?わかりません・・・スゴイプレッシャーがかかるな・・・」

補助人の力がどこまで有効に発揮できるのか、未知の世界です。あどけなさが残る彼の顔が曇ることがないよう、春への準備は待ったなしです。

阪神・淡路大震災18年メモリアル集会

東日本大震災被災地と結ぶ

6434人が犠牲になった阪神・淡路大震災から18年を迎えた1月17日、地震が起きた午前5時46分から終日、追悼の催しなどがおこなわれました。

このうち救援復興兵庫県民会議は「『東日本大震災と結ぶ　18年メモリアル』集会」（後援＝災害被害者支援と災害対策改善を求める全国連絡会）を三宮の神戸市勤労会館で開き、250人余が参加しました。

集会は、松平晃さんのトランペット演奏で始まり、主催者を代表して、県民会議代表委員の前田修さん（弁護士）が「18年たった今も、震災後遺症を引きずり、予測できない出来事が発生している」と、その解決のために、引き続き頑張ろうと挨拶しました。

つづいて集会の基調報告を県民会議の岩田伸彦事務局長が行いました。

岩田さんは、「創造的復興」の呼び名ですすめられた長田区の「西部副都心計画」の現況について、「神戸市は火災によって滅失した商店街を2千700億円という巨額の資金を投じて、商店街を含む再開発ビル23棟建設しました。現在もビル建設は継続されているが、残地を買い取った民間業者がマンション等を建設している」「『市民生活おきざりの再開発で、今もなお、ひどい目に遭っているんや』というのが被災商店主の思い」だと紹介し、災害救援資金返済の状況や借り上げ公営住宅、アスベスト被害などの諸問題を報告し、その解決のために東日本大震災支援の運動強化と結んで取り組むことを訴えました。

ひどい民間企業に丸投げ復興「みやぎのいま」を報告

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター世話人（坂総合病院名誉院長）の村口至さんが「東日本大震災1年10カ月・みやぎのいま」と題して記念講演しました。

村口さんは、県の復興会議が被災者の生活再建に力を入れず仮設住宅建設や、がれき処理などを民間企業に丸投げしていることを告発。被害を拡大し復旧を遅らせた要因として、自治体合併と行革による広域化、職員削減などをあげ、阪神・淡路との比較で県立病院や保険所などの公的施設が少ないこと、市民運動の広がりの違いなどを指摘しました。

村口さんは、女川原発再稼働や環太平洋連携協定（TPP）、震災関連訴訟とともに「復興計画」に入れられた東北メディカル・メガバンク構想で遺伝子情報が本人の承諾なしに収集されていることを紹介し、「震災に便乗した、あらぬ企てとたたかっていかなければならない」と強調しました。

平成23年度　援護措置
（雇用保険上乗せ）支給実績

労働局	支給者数
茨　城	5
福　井	4
長　野	1
三　重	19
滋　賀	79
京　都	88
大　阪	1
兵　庫	46
奈　良	25
和歌山	4
島　根	6
広　島	30
山　口	4
徳　島	125
香　川	11
愛　媛	30
高　知	220
福　岡	749
佐　賀	3
熊　本	17
大　分	16
鹿児島	22
合計	1,505